

## 昭和二十一年勅令第百十八号

物価統制令

**第一条** 本令ハ終戦後ノ事態ニ對処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

**第二条** 本令ニ於テ価格等トハ價格、運送費、保管料、保険料、賃貸料、加工費、修繕料其ノ他給付ノ對価タル財産の給付ヲ謂フ

**第三条** 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ價格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

価格等ニ付スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

**第四条** 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ主務大臣別段ノ定ムル所ニ依リ安定期間二付スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

**第五条** 確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付スル額ヲ以テ之ヲ定ム

**第六条** 削除

**第七条** 価格等ニ付他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政機関及都道府県知事ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタル額アルトキハ之ヲ當該価格等ノ統制額トス

前項ニ規定スル額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ付スル価格等ニ限リ適用アルモノナル場合ニ於テハ同項ニ規定スル額ハ主務大臣ニ於テ別段ノ定ムル所ニ於テハ同種ノ給付ニ付スル価格等ニ付テモ亦其ノ統制額トス

第一項ノ他ノ法令ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

**第八条** 第四条ノ指定及前条第一項ノ处分ハ此等处分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各号ノ一二該当スルモノニ付シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

一 注文生産品ノ価格ニ付買主其ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引渡スルモノ

二 其ノ他ノ価格ニ付買主其ノ他ノ財産的給付ニ付スル価格等ニ付テモ亦其ノ統制額トス

三 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給付（價格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以下同ジ）ニ付スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引渡スルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ付スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ付スル給付ニ著手シタルモノ

五 保管料、保險料又ハ賃貸料ニ付支払者ガ履行遲滞ニ在ルモノ

**第八条ノ二** 第三条第一項但書ノ許可、第四条ノ指定又ハ第七条第一項ノ处分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ前条各号ノ一二該当スルモノ（以下履行中ノ契約ト称ス）ニ付テハ履行中ノ契約締結當時第三条第一項但書ノ許可ニ付スル額ハ主務大臣ノ定メタル額又ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額アリタルトキハ此等ノ額ヲ超ユル價格等ヲ支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ別段ノ定ムル所ニ付スルコトヲ得ズ

**第九条** 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三条ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

**第九条ノ二** 価格等ハ不当ニ高価ナル額ヲ以テ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

**第十一条** 何人ト雖モ暴利ト為ルベキ價格等ヲ得ベキ契約ヲ為シハ暴利ト為ルベキ價格等ヲ受領スルコトヲ得ズ

**第十二条** 第三条及前二条ノ規定ハ契約ノ当事者ニシテ當利ヲ目的トシテ當該契約ヲ為スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ属スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上價格等ニ付スル給付ニ關シ對価トシテ金錢以外ノモノヲ受クルノ契約ヲ為シ又ハ之ヲ受領スルコトヲ得ズ

**第十三条ノ二** 物品ハ第三条、第九条ノ二、第十条、第十二条又ハ前条ニ違反シテ之ヲ取引スル目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ズ

**第十四条** 何人ト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ売惜ヲ為スコトヲ得ズ

**第十五条** 主務大臣ハ價格等ニ付スル給付ヲ為ス業トスル者ニ付シ價格等ノ額ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ズ

**第十六条** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ニ付スル給付ヲ為ス業トスル者ニ付シ價格等ノ額ヲ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得ズ

**第十七条** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ物品ノ規格、品質、販売方法、販売場所等ニ關シ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得

**第十八条** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原価ニ關シ計算ヲ為シムルコトヲ得

**第十九条** 削除

**第二十条** 主務大臣ハ價格等ニ付スル給付ヲ為ス業トスル者ニ付シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ為ス給付ニ付スル價格等ニ付特別ノ割増額ヲ附スベキコトヲ命ズルコトヲ得

財務大臣ハ前項ノ者ヨリ其ノ割増額ニ相当スル金額ノ全部又ハ一部ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ国庫ニ納付セシムルコトヲ得

**第二十一条** 財務大臣ハ前条ニ規定スル者ニ付シ同条ノ割増額ニ相当スル収入ノ經理ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

**第二十二条** 第二十条ノ規定ニ依リ納付スル金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、特別法人税法ニ依ル剰余金、臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第百十号）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得ノ計算ニ付之ヲ當該割増額ニ相当スル収入ノ生ジタル年又ハ事業年度ノ必要経費又ハ損金ニ算入ス

**第二十三条** 第二十条ノ規定ニ依ル納付金ニ付テハ国税徵収ノ例ニ依リ徵収ス但シ先取特權ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

**第二十四条及び第二十五条** 削除

**第二十六条** 物価秩序ノ保持ニ當ル者ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ其ノ職務執行上必要ナル事項ニ關シ質問ヲ為シ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

**第二十七条** 削除

**第二十八条** 第二十六条ニ掲グル者ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

**第二十九条** 削除

**第三十条** 主務大臣若ハ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事必要アリト認ムルトキハ物価ニ關シ報告ヲ微シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ政令ノ定ムル所ニ依リ當該職員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ都道府県ガ處理スルコトヲサレテイル事務ハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

**第三十一条** 本令ニ規定スル主務大臣ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事之ヲ行フコトヲ得

**第三十二条** 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ價格等ニ付スル給付ニ關スル行政ノ所管大臣トス

**第三十三条** 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ處ス但シ第一号又ハ第三号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル價格等ノ金額ト統制額ニ依ル價格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍方五百円ヲ超ユルトキ、第二号ニ該当スル者ニ付テハ違反ニ係ル價格等ノ金額ト履行中ノ契約締結當時ノ第三条第一項但書ノ許可ニ付ヒ主務大臣ノ定メタル額

若ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユ  
ルトキハ罰金ハ當該差額又ハ金額ノ三倍以下トス

一 第三条ノ規定ニ違反シタル者

二 第八条ノ二ノ規定ニ違反シタル者

三 第九条ノ規定ニ違反シタル者

**第三十五条** 第十二条、第十三条、第十三条ノ二第一項又ハ第十四条ノ規定ニ違反シタル者ハ五年  
以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ處ス

**第三十六条** 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

**第三十七条** 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ違反シタル者

二 第十七条ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

三 第三十条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若ハ帳  
簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

四 第三十条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者

**第三十八条** 当該職員、第二十六条ニ掲グル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務執行ニ關  
シ知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ處ス

**第三十九条** 第二十六条ノ規定ニ違反シ同条ニ掲グル者ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述  
ヲ為シ又ハ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ處ス

**第四十条** 法人ノ代表者又ハ法人若ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ法人ノ業務  
ニ關シ第三十三条乃至第三十五条、第三十七条第一号乃至第三号、第三十七条ノ二又ハ前条ノ違  
反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ二人ニ對シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

#### 附 則

**第四十一条** 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二条第二項、第十三条及第三十六条ノ規定、  
第三十四条及第三十五条中第十三条ノ規定ニ關スル部分並ニ第四十条中第十三条ノ規定ニ違反ス  
ル行為及第三十六条ノ違反行為ニ關スル部分ハ昭和二十一年三月十一日ヨリ之ヲ施行シ第二十四  
条乃至第二十九条及第三十九条ノ規定、第三十八条中物価安定委員会ノ委員其ノ他ノ職員若ハ物  
価監視委員又ハ此等ノ職ニ在リタル者ニ關スル部分並ニ第四十条中第三十九条ノ違反行為ニ關ス  
ル部分施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

**第四十二条** 価格等統制令ハ之ヲ廢止ス

**第四十三条** 旧令第七条第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定ハ之ヲ當該価格  
等ニ付各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス  
前項ノ規定ニ依リ統制額ノ指定ト看做サル指定ニ於テ価格等ノ額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ限  
リ適用アルモノト為サレ居場合は之ヲ當該指定ハ之ヲ各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十  
一条ノ規定ニ依リ其ノ者以外ノ者ノ當該指定ニ係ル地区ニ於テ為ス同種ノ給付ニ付スル価格等ニ  
付為シタル統制額ノ指定ト看做ス

本令施行ノ際第四条ノ規定ニ依リ主務大臣統制額ノ指定ヲ為シタル場合ニ於テハ當該指定ニ係  
ル価格等ニ付テハ前二項ノ場合ニ於ケル統制額ハ當該指定ニ付各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三  
条、第三十四条の三第一項第三号、第三十四条の七並びに經濟安定本部設置法附則第二項から同  
意行政官庁ノ為シタル処分アル場合ニ於テハ當該処分ハ之ヲ各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三  
条、第三十四条の三第一項第三号、第三十四条の七並びに經濟安定本部設置法附則第二項から同  
意看做ス

**第四十四条** 旧令第三条第一項又ハ第四条ノ第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額  
ノ認可ハ之ヲ當該価格等ニ付各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ為シタル統  
制額ノ指定ト看做ス

前項ニ規定スル認可ニ係ル価格等ノ額ニ付旧令第三条第二項又ハ第四条ノ四第三項ノ規定ニ依  
リ行政官庁ノ為シタル処分アル場合ニ於テハ當該処分ハ之ヲ各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三  
条、第三十四条の三第一項第三号、第三十四条の七並びに經濟安定本部設置法附則第二項から同  
意看做ス

十一条ノ規定ニ依リ當該処分ニ係ル者ノ為ス給付ニ付スル価格等ニ付為シタル統制額ノ指定ト看  
做ス

前条第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

**第四十五条** 旧令第二条第三項但書(同令第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ行  
政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定ハ之ヲ當該価格等ニ付各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十  
一条ノ規定ニ依リ為シタル統制額ノ指定ト看做ス

**第四十六条** 旧令第七条第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定アル場合ニ於テ  
當該価格等ニ付各相當ノ行政官庁ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相當ノ行政官  
庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ當該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

**第四十七条** 旧令第三条第一項又ハ第四条ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額  
ノ認可アル場合ニ於テ當該価格等ニ付同令第二条第一項但書又ハ第四条ノ四第一項但書ノ規定ニ  
依リ行政官庁ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相當ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十  
一条ノ規定ニ依リ當該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

**第四十八条** 旧令第二条第三項但書(同令第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ行  
政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指示アル場合ニ於テ當該価格等ニ付同令第二条第一項但書(同令  
第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ行政官庁ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ  
各相當ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ當該価格等ニ付為シタル許可  
ト看做ス

**第四十九条** 前二条ニ規定スル場合ヲ除クノ外価格等ニ付旧令第二条第一項但書ノ規定ニ依リ行政  
官庁ノ許可アル場合ニ於テハ當該許可ニ係ル価格等ニ付各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ  
第三十一条ノ規定ニ依リ指定シタル統制額ト看做ス

**第五十条** 前二条ニ規定スル場合ヲ除クノ外価格等ニ付旧令第二条第一項但書ノ規定ニ依リ行政  
官庁ノ許可アル場合ニ於テハ當該許可ニ係ル価格等ニ付各相當ノ行政官庁ガ第四条又ハ  
第三十一条ノ規定ニ依リ指定シタル統制額ト看做ス

**第五十一条** 旧令ハ本令施行前ニ為シタル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ  
効力ヲ有ス

**第五十二条** (昭和二年八月二日勅令第三八二号) 抄  
この勅令は、公布の日から、これを施行する。

**第五十三条** (昭和二年四月一六日勅令第一三三号) 抄  
この勅令は、公布の日から、これを施行する。

**第五十四条** (昭和二年七月七日法律第一〇号) 抄  
この勅令は、公布の日から、これを施行する。

**第五十五条** (昭和二年一〇月七日政令第三二七号) 抄  
この政令は、公布の日から、施行する。

**第五十六条** (昭和二十四年一月三日政令第三六号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

**第五十七条** (昭和二十四年五月三日法律第一六四号) 抄  
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**第五十八条** (昭和二十五年五月一〇日法律第一六一號) 抄  
この法律中第四条第四号、第五条第十六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号、第十五

法附則第十一項までの改正規定は、公布の日から、其の他の規定は、昭和二十五年六月一日から施行する。この場合において、昭和二十五年五月三十一日までは、第三十四条の三第一項第三号及び第三十四条の七の規定の適用については、「管区経済局」とあるのは「管区経済調査局」と、「地方経済調査局」とあるのは「地方経済調査室」と読み替えるものとする。

昭和二十四年十一月三十日以前に行われた価格等の統制額の改訂によつて生じた差益について、改正前の物価統制令第十九条及び第二十一条から第二十三条までの規定は、前項の規定にかかるはず、なお、その効力を有する。この場合において、これらの規定中「経済安定本部総裁」とあるのは、「大蔵大臣」と読み替えるものとする。

前項に規定する差益について同項の規定によつてなお効力を有する改正前の物価統制令第二十一条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、改正後の同令第三十七条の二の規定にかかるはず、なお、従前の例による。

**附 則** (昭和二十五年七月一日政令第二一五号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和二七年三月三一日法律第四〇号) 抄

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和二七年七月三一日法律第二八四号) 抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

**附 則** (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和三七年四月二一日法律第六七号) 抄

この法律は、昭和三十四年法律第百四十七号の施行の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年四月二一日法律第六七号) 抄

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第四条** この法律施行の際改正前の物価統制令第四条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかるはず、なお従前の例による。

**附 則** (平成一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)  
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（国等の事務）

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者は異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとされないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなしして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁である行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

**附 則** (平成一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日